

大山崎町町有地売払い一般競争入札の実施要領

1 入札に付する事項及び入札に参加する者に必要な事項等

本入札に参加することができる者は、(1) 及び (2) に掲げる条件をすべて満たしていることについて、大山崎町長の入札参加の確認を受けた者とします。

(1) 入札に付する事項等

所在地	大山崎町字円明寺小字長慶15番地1
地 目	宅地
地 積	4 4 . 9 4 m ² (公簿面積)
予定価格	5, 0 8 0, 0 0 0 円
申込み期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月26日（木）まで 総務課管財係窓口へ持参
入札参加通知	令和8年3月2日（月）
入札保証金納付期限	令和8年3月18日（水）
入札日時	令和8年3月23日（月）14時00分から

※本物件は、敷地内の構築物、残存物、雑草木等を含め、現状有姿で引き渡します。また、道路法に基づく道路敷地が含まれている可能性があります。登記簿の面積と実測面積に違いが生じても、売買代金の清算は行いません。事前に現地確認を希望される方はご連絡ください。
※詳細については別紙の物件調書のとおりです。

（2）入札に参加する者に必要な資格に関する事項

個人、法人を問わず次に掲げる方を除き、どなたでも参加していただけます。なお、2名以上の共有名義で参加することもできます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 大山崎町契約規則（平成9年規則第12号）第3条の規定により、一般競争入札に参加させない者
- ウ 本公告の公開及び配布の日から入札日まで、大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中である者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- オ 市区町村民税を滞納している者
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人および精算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当する者
- キ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する大山崎町職員

2 入札参加申込書等の入手方法及び提出方法

（1）入札参加申込書等の入手方法

町ホームページからダウンロードまたは後述の「15 申し込み・問い合わせ先」までお越しください。

（2）入札参加申込書等の提出書類等

以下の項目に沿って、下表の書類等を1部ずつ、原本を提出してください。

- ・共有で申込される場合は、共有者全員のものが必要です。
- ・各種証明書は、令和7年12月1日以降の発行のものとしてください。
- ・提出していただいた書類は、返還できませんので予めご了承ください。
- ・これらの提出物は入札参加の申し込みに限って使用するものです。

「法人の場合」

ア.入札参加申込書	様式第1号
イ.誓約書	様式第2号
ウ.履歴事項全部証明書	
エ.市区町村税に係る完納証明書又は納税証明書	法人所在地の市区町村で発行される①又は②を提出 ①完納証明書 ②市区町村税納税証明書 ・直近のもの ・納税義務のある全ての税目
オ.印鑑証明書	

「個人の場合」

ア.入札参加申込書	様式第1号
イ.誓約書	様式第2号
ウ.住民票抄本	本人分のみ、本籍地・続柄は記載不要
エ.市区町村税に係る完納証明書又は納税証明書	住民票所在地の市区町村で発行される①又は②を提出 ①完納証明書 ②市区町村税納税証明書 ・直近のもの ・納税義務のある全ての税目
オ.印鑑登録証明書	

(3) 入札参加資格の確認通知

提出書類を審査後、入札参加者として認められた方へは、令和8年3月2日（月）に入札通知書等を発送します。この通知書は、入札時に必要となりますので、入札時に必ず持参してください。

(4) 申込期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月26日（木）まで
受付時間は8時30分から17時00分で、土日祝日を除きます。

(5) 提出先

後述の「15 申し込み・問い合わせ先」までご持参ください。

3 質疑書の提出と回答

(1) 提出方法

物件の内容について疑義がある場合は、質疑書（様式第3号）又はこれに準じた任意様式に記入し、FAX又は電子メールにて提出してください（電話によるものは受付できません）。

Eメールアドレス：kanzai@town.oyamazaki.lg.jp

FAX：075-957-1101

- (2) 提出期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月9日（月）正午まで
- (3) 回答 令和8年3月12日（木）に、入札参加申込した方全員にFAXまたは電子メールにて回答します。
- (4) 事務的な質疑
入札の手続きに関する事務的な質疑については、後述の「15 申し込み・問い合わせ先」までお問合せください。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと通知された方は、町に対して入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めるすることができます。この説明を求める場合は、入札参加資格確認通知書による通知を受けた翌日から起算して5日（大山崎町の休日を定める条例（平成2年条例第8号）第2条に規定する町の休日を含まない。）以内に、書面により大山崎町総務課あてその旨を記載した書面を提出してください。

5 事前辞退

入札通知書により入札参加者として認められた方は、入札開札日時まで、入札の事前辞退をすることができます。その場合は必ず後述の「15 申し込み・問い合わせ先」まで電話で事前連絡の上、入札辞退届（様式第4号）を持参又は郵送でご提出ください。郵送の場合は「入札辞退届出書在中」と封筒に記載してください。

6 入札及び開札等

- (1) 入札及び開札の日時等

令和8年3月23日（月）14時に、参加者の出席確認を行い、次に納付通知書兼領収書の確認を行い、さらに委任状（代表者でない方が入札しようとする場合のみ）の提出を求め、入札を開始し、全員入札後に即時開札します。

- (2) 執行場所

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 大山崎町役場2階第2会議室

- (3) 留意点

- ・会場の準備が整いましたら、入室のご案内をいたします。その後、14時になりましたら執行場所の扉を閉めます。以降、執行場所へは入室できませんので、余裕をもった時間にお越しください。
- ・お席は1申込者につき1名のみです。複数者でお越しの際は、見積り合わせされる方以外は会場の外でお待ちいただくことになります。

(4) 持参及び提出物

ア. 入札通知書

本町が郵送した入札通知書です。

イ. 振込金受取書（又はご利用明細等） 又は納付通知書兼領収証書

入札保証金の納付時に交付される書類です。

ウ. 委任状

代表者でない方が入札しようとする場合のみ提出が必要です。

エ. 入札用封筒に入れた入札書

封筒には件名・割印が必要です。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、失格扱いとします。

ア 1 (2) に掲げる資格のない者の行った入札

イ 納付通知書兼領収証書を提出しなかったとき、又は委任状を提出していない代理人の
行った入札

ウ 納付通知書兼領収証書に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者またはその疑い
のある者の行った入札

オ 2人以上の入札

カ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理入札

キ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱または金額を訂正した者の行った入札

ク 予定価格を下回る価格での入札

ケ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記用具により記入した入札書で入札

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本町が定める予定価格以上
で、且つ最高の価格をもって入札した方を落札者とします。さらに、入札最高額が同額で
複数となった場合は、地方自治法施行令第167条の13の規定により、くじ引きを行い、
落札者を決定します。なお、入札参加者または参加資格審査後の入札参加者が、1名でも
原則として入札を執行します。ただし、再度入札は執行しません。

7 入札保証金

(1) 納付

- ・入札に参加される方は、令和8年3月18日（水）までに入札保証金の納付が必要です。
- ・入札保証金は、入札者が見積る価格（入札しようとする金額）の100分の5に相当
する額（1,000円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げた額）以上の

額を納付してください。すなわち、入札保証金の20倍の金額が入札の最高限度額となります。入札保証金が入札書記載額の100分の5以上の額に達していない場合は無効となります。

- ・入札保証金の納付は次の2通りがあります。いずれかの方法で納付してください。

ア 金融機関への振込

以下の口座へ振り込みしてください。

この場合、金融機関所定の手数料が必要となります。

京都銀行 長岡支店 普通口座 0545599

口座名義：オオヤマザキチヨウカイケイカンリシャ

金融機関から振込金受取書（又はご利用明細等）が交付されます。

この振込金受取書（又はご利用明細等）は入札時に必要となりますので、入札時に必ず持参して下さい。

イ 大山崎町役場で納付

以下の場所で、納付通知書兼領収証書に必要事項記入の上、現金でお支払いください。

(小切手等は受け取りできません。)

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

大山崎町会計課（大山崎町役場1階）

(取扱時間：平日8時30分～17時00分)

納付後、納付通知書兼領収証書をお渡しします。

この納付通知書兼領収証書は入札時に必要となりますので、入札時に必ず持参してください。

(2) 還付等

- ・入札保証金は、入札終了後に落札者以外の方の納付通知書兼領収証書と入札保証金還付請求書（様式第6号）の提出を受けて、指定された金融機関の預貯金口座へ振込にて還付します。指定の金融機関への振込まで、一定の期間（おおよそ1週間）を要しますので、その旨ご了承ください。なお、入札保証金の請求は後述の「15 申し込み・問い合わせ先」へ持参にて提出してください。
- ・還付する入札保証金には利息を付しません。
- ・落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当します。
- ・落札者が売買契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格がないことが判明し、その入札を無効とした場合を含む。）は、入札保証金は違約金として取り扱うことになりますので、返金はいたしません。

8 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
実施要領等の公開日	1月26日（月）	町ホームページ及び管財係にて
入札参加申込書の申込期間	1月26日（月）から 2月26日（木）まで	管財係窓口へ持参
入札通知書等の通知	3月2日（月）	参加者あて郵送
質問受付期間	3月2日（月）から 3月9日（月）正午まで	FAX又はEメール
質問回答	3月12日（木）	参加者あてFAX又はEメール
入札保証金の納付期限	3月18日（水）	会計係あて
入札日時	<u>3月23日（月）</u> <u>14時00分から</u>	<u>役場2階第2会議室</u>
契約締結期限	3月30日（月）まで	

9 売買契約の締結等

契約書

売買契約の締結は、落札者と協議の上で令和8年3月30日（月）までに行います。また、この契約は落札者名義（共有名義の場合は共有者全員の名義）で、「町有地売買契約書（案）」を基に締結します。なお、この契約書（本町保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者（買受者）の負担となります。

10 売買代金の支払い

売買代金の支払い方法には、次の2通りがあります。いずれの方法によるか、落札後にお申し出ください。

（1）契約締結時に売買代金の全額を納付する場合

この場合においては、入札保証金は売買代金に充当します。

（2）売買契約時に契約保証金を納付し、契約締結日から2週間以内に売買代金を納付する場合

この場合においては、契約締結時に契約保証金（売買代金の100分の10（円未満切り上げ）以上に相当する額）が必要です。なお、入札保証金は契約保証金に、また契約保証金は売買代金に充当します。ただし、売買代金の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として取り扱うことになりますので、返金はいたしません。

1 1 所有権の移転時期等

売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

1 2 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

1 3 公租公課等

落札物件の所有権移転等の登記に要する登録税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とします。

1 4 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、契約書を熟読し、入札心得を遵守してください。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。
- (3) 予定価格以上で入札することができない場合は、入札を辞退してください。
なお、入札に参加した者が予定価格を下回る価格で入札した場合は、失格とします。
- (4) 落札者決定後、入札の過程（入札者名・入札価格等）を本町ホームページにおいて公示します。
- (5) 本入札に伴う諸様式は、本町ホームページよりダウンロードしてください。
建物を建築するにあたっては、建築基準法や都市計画法、京都府や本町の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
なお、これら法令等に関する本町の問い合わせ先は次のとおりです。
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地
大山崎町環境事業部 建設課 都市計画係
- (6) 売買契約締結の日から売買物件の引き渡しまでの間において、本町の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は買受者の負担とします。

1 5 申し込み・問い合わせ先

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

大山崎町総務部 総務課 管財係（大山崎町役場3階）

（取扱時間：平日8時30分～17時00分）

電話：075-956-2101

FAX：075-957-1101

Eメールアドレス：kanzai@town.oyamazaki.lg.jp